

尚綱同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は尚綱同窓会とし、事務局を茨城県土浦市立田町9番6号茨城県立土浦第二高等学校(以下「本校」という。)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、同窓生の友誼を厚くし知徳を研磨し兼ねてその幸福を増進させるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 親睦会の開催や記念事業
1. 会報等の発行
1. 講習会や講演会の開催
1. 慶弔に関すること
1. 母校の発展に貢献するための協力と支援活動
1. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会員は、茨城県立土浦高等女学校及び本校の卒業生に加えて、茨城県立土浦高等女学校及び本校の旧職員や本校現職員のうちの協力者をもって組織する。

第5条 会員は終身会員とする。

(名誉会員)

第6条 本会は総会の決議により本会のために特に功労のあった人及び学徳の誉れ高い人を名誉会員に推薦することができる。

第3章 役員

(本部役員)

第7条 本会は、次の本部役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 会計監査 2名程度

2 本部役員の任期は、次の総会までの2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第8条 本会は、本部役員のほか次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 常任幹事 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 各組連絡委員 若干名
- (5) 校内幹事 若干名

2 役員の任期は、次の総会までの2年とし、再任を妨げない。ただし、校内幹事は異動等の関係などがあるため、任期についてはこの限りではない。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 本部役員は、幹事会で推薦された者を総会にはかって決定する。
- (2) 顧問は、常任幹事会にて推薦し、総会で決定する。
- (3) 常任幹事は、常任幹事会にて推薦し、会長が総会にはかって委嘱する。
- (4) 幹事と各組の連絡委員は、卒業時に学校が推薦し、同窓会入会式にて会長が委嘱し、総会にて報告する。
- (5) 校内幹事は、本校を卒業した本校の常勤の教職員をもってあてる。

(本部役員の任務)

第10条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
- (3) 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を常任幹事会及び総会に報告する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 顧問は、会務に対して助言する。
- (2) 常任幹事は、会務の重要事項について審議する。
- (3) 幹事は、会報を配付し、会員の動静を連絡する。
- (4) 各組連絡委員は、必要に応じて各組の会員と連絡をとる。
- (5) 校内幹事は、会務を分掌する。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会、本部役員会、常任幹事会及び幹事会とする。

(招集及び議長)

第13条 会長は、必要と認めた時、会議を招集し、その議長となる。

(総会)

第14条 総会は、2年に1回開催し、次の事項を審議し、承認または議決する。

- (1) 過去2年分の事業報告
- (2) 過去2年分の収支決算報告
- (3) 先2年分の事業計画案
- (4) 先2年分の収支予算案
- (5) 会則の改廃
- (6) その他、本会運営に必要な事項

- 2 総会は全会員に適正に告知された段階で成立し、総会当日の出席会員の過半数の賛同または書面表決書（電磁的記録を含む）で可決する。
- 3 緊急を要する事項については、総会を臨時で開催（臨時総会）することができる。

（本部役員会）

- 第15条 本部役員会は、会長が必要と認めた時に招集し、会務の運営について審議し、執行する。
- 2 本部役員会には、会長が必要に応じて役員等を出席させることができる。

（常任幹事会）

- 第16条 常任幹事会は、会長が必要と認めた時に招集し、次の事項について審議する。
- （1）総会に提出する議案
 - （2）事業計画及び予算・決算
 - （3）本部役員及び議長の選出
 - （4）その他必要な事項
- 2 緊急を要する事項については、総会にかわり常任幹事会で議決することができる。その場合は、次回総会において報告するものとする。
 - 3 常任幹事会には、会長が必要に応じて幹事等を出席させることができる。

（幹事会）

- 第17条 幹事会は、会長が必要と認めた時に招集し、次の事項について審議する。
- （1）総会に提出する議案
 - （2）事業計画及び予算・決算
 - （3）本部役員、常任幹事及び議長の選出
 - （4）その他必要な事項
- 2 幹事会には、会長が必要に応じて会員等を出席させることができる。

第5章 会計

（基本金）

- 第18条 本会の基礎を強固にし、且つその活動に資するため基本金を設ける。

（新入会員の基本金）

- 第19条 新入会員は基本金として、入会金3千円、終身会費5千円を納付する。基本金は確実な方法をもって銀行その他に寄託する。（終身会費は平成20年度卒業生より適用）

（会計の使用）

- 第20条 本会の会計は会長の許可を得て第4条の事業を遂行するために使用する。

（会計年度）

- 第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

（事務局）

- 第22条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局長は、校内幹事の中から決める。
 - 3 事務局長は、本会のすべての会議に出席し、会務の経常的処理にあたる。

第7章 その他

(会員の住所変更など)

第23条 会員は住所姓名等を変更したときは直ちにその旨届け出るものとする。

(会則の変更)

第24条 本会会則は、総会の議決を経なければ変更することができない。

付記 明治40年10月1日 尚綱会規則制定施行

大正11年 4月 改正 (尚綱会より独立 尚綱同窓会誕生)

昭和12年10月1日 改正

平成 7年 6月 改正 令和4年4月14日 改正

平成17年 6月 改正 令和7年6月21日 改正

平成19年 6月 改正

平成27年 6月6日 改正